令和８年度 不用物品売却単価契約内訳書

（　令和９年１月１日　　～　令和９年３月３１日　）

環境政策局適正処理施設部施設管理課

（担当　上田、佐合）

件名	（単価契約）不用物品売却（堆積所選別鉄くず、南部クリーンセンター）第４四半期
予定数量	１１，０００ｋｇ （数量については増減する場合がある）
契約期間	令和９年１月１日から 令和９年３月３１日まで
引渡場所	別紙「仕様書」のとおり
契約条件等	別紙「仕様書」のとおり
その他	

南部クリーンセンター堆積所鉄くずの売却に関する仕様書

環境政策局適正処理施設部施設管理課
（担当　上田、佐合　075-222-3964）

本件の仕様は、南部クリーンセンターにおいて破砕機による処理の対象外である鉄くずの売却を行うものである。売却等の要領については下記のとおり厳守すること。

記

１　この回収物品は、南部クリーンセンター（以下、「クリーンセンター」）に搬入された廃棄物のうち、一定以上（おおむね１.5m以上）の大きさと形状がいびつであることにより破砕機による処理の対象外となり、堆積所で選別した鉄くず（若干の不純物を含む。）である。

２　回収に使用するすべての車両については、車検証の写しを、事前に環境政策局適正処理施設部施設管理課（以下、「施設管理課」）及びクリーンセンターまで提出すること。

なお、回収に使用する車両について、クリーンセンターに登録できるのは２台までとする。やむをえない事情により、登録している車両以外の車両を使用する場合は、必ず事前にクリーンセンターまでその旨を連絡すること。

３　回収に使用する車両の風袋重量は、クリーンセンターにおいて随時計測することとし、なお、日時等は別途指示する。

４　回収物品の引渡場所はクリーンセンター堆積所とし、回収物品の積込みは本市が別途契約している業者がショベルローダーにて行う。

５　回収日は原則として土日を除く毎日（祝日を含む）とする。

回収日、回収回数、時間及び方法等の詳細についてはクリーンセンターの業務に支障を来さないようクリーンセンターの職員の指示に従うこと。

６　回収に使用する車両は、クリーンセンターが指定する車両（タイヤのホイールベースで全長７m以下）とし、回収に際して車両を識別する ID タグを貸与するので、適切に管理し、契約終了後速やかに返却すること。

７　回収した物品は、クリーンセンターの計量所で計量の後、確実に引き取ること。クリーンセンターの計量器は、３０トン以上の計量はできないので、積込みの際には３０トンを超えないように注意すること。計量所の受付時間は、午前９時から正午及び午後１時から午後４時３０分までであるため、必ず時間内に行うこと。

ただし、クリーンセンターの都合により計量ができない場合に限り、計量証明書の提出によ

り、計量に代えることとするが、この際の計量証明書の提出は必ず翌回収日に行うこと。

8　回収した物品は、最大積載量を厳守するとともに、積み荷が輸送中に荷崩れ・飛散しないように適切な措置を講ずること。

9　回収物品に付着して回収された不純物は、本市では一切受け付けないので、契約業者の責任において適切に処分すること。

10　その他、回収作業の詳細についてはクリーンセンター及び運転監視委託職員の指示に従うこと。
　なお、堆積所においてごみの積み込み等について、別途契約した本市が指定する業者のショベルローダーが行うため、契約業者は本業務の履行に際し、当該業者と十分に連絡調整を行うこと。

11　回収物品に係る見積書は、必ず当月分を翌月の５日までに、クリーンセンターに提出すること。

12　施設管理課が発行する納入通知書により、納入通知書到達日から１４日以内に、代金を納入すること（代金は後払いになる）。

13　本市に対して支払う金額は、鉄くずの重量に対し、契約単価を乗じた金額とする。重量は１０ｋｇを単位とし、１円未満の端数については切捨てとする。

14　予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても本市は何ら保証しない。

15　回収時等に発生した事故、負傷等に関して、本市は一切責任を負わない。

16　その他のことについては、京都市契約事務規則を遵守すること。